

秋田県立本荘高等学校いじめ防止基本方針

本荘高等学校

1 本校の教育方針

「右文尚武」「質実剛健」「玲瓏同氣」を校標とし、「将来の社会を担う人材となるべく、人格の完成と真理の探究に努める心身ともに健全な生徒を育成する」ことを教育目標に掲げ、問いを発する力を持ち、自ら進んで解決しようとする生徒、高い志を持ち、自らを律し、心豊かにたくましく生きる生徒、社会の一員として、他者への想像力を持ち共に向上する生徒の育成を目指している。また、全校生徒が安心して学校生活を送り、充実した教育活動に取り組めるよう、教職員が生徒とともに、いじめを抑止し人権を守る土壌をはぐくみ、いじめを許さない学校づくりを推進してきた。

ここに、平成25年12月に、秋田県が策定した、いじめ防止等のための基本方針を受け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決するために、いじめ防止基本方針（いじめ防止全体計画）を定める。

2 基本的な考え方

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら傍観したり放置したりすることがないようにするためには、いじめは絶対に許されない行為であることを、生徒が十分に理解した上で、人権を侵害する不当な行為に毅然とした態度で臨み、いじめ防止等について主体的かつ積極的に取り組む姿勢をもつことが大切である。また、いじめから一人でも多くの生徒を救うためには、生徒を見守る大人一人一人が「いじめはどの生徒にも、どの学校でも、起こりうる」という共通認識の下、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめの問題は学校を含めた社会全体の課題である」という強い意識を持ち、生徒との信頼関係に基づいて、それぞれの役割と責任を果たしていかなければならない。

そのために、日常の継続的な教育活動を通して、いじめの防止、いじめの早期発見に努めるとともに、いじめの事実が確認された場合への対応として校内体制及び組織を整備し、普段から家庭、地域、関係機関等との連携を深めていく必要がある。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

（1）日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職の指導の下、関係する職員によりいじめ対策委員会を設置し、その委員会を中心として学校全体が組織的に対応する。また、その活動がより実効的になるために、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び、家庭、地域、連携する関係機関を別に定める。

別紙1 指導体制組織図

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

また、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のために常日頃より情報収集を行い、生徒理解に努める。

別紙2 年間指導計画

(3) いじめへの対処、組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

別紙3 組織的対応

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受けた生徒の状況に着目し、自殺を図った場合、精神疾患を発症した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などが想定される。また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、県教育委員会に報告するとともに、学校が主体となって、いじめ対策委員会に専門的知識及び経験を有する外部の専門家である保護司、及び民生児童委員等を加えた組織（いじめ調査委員会）を設置し、調査・事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

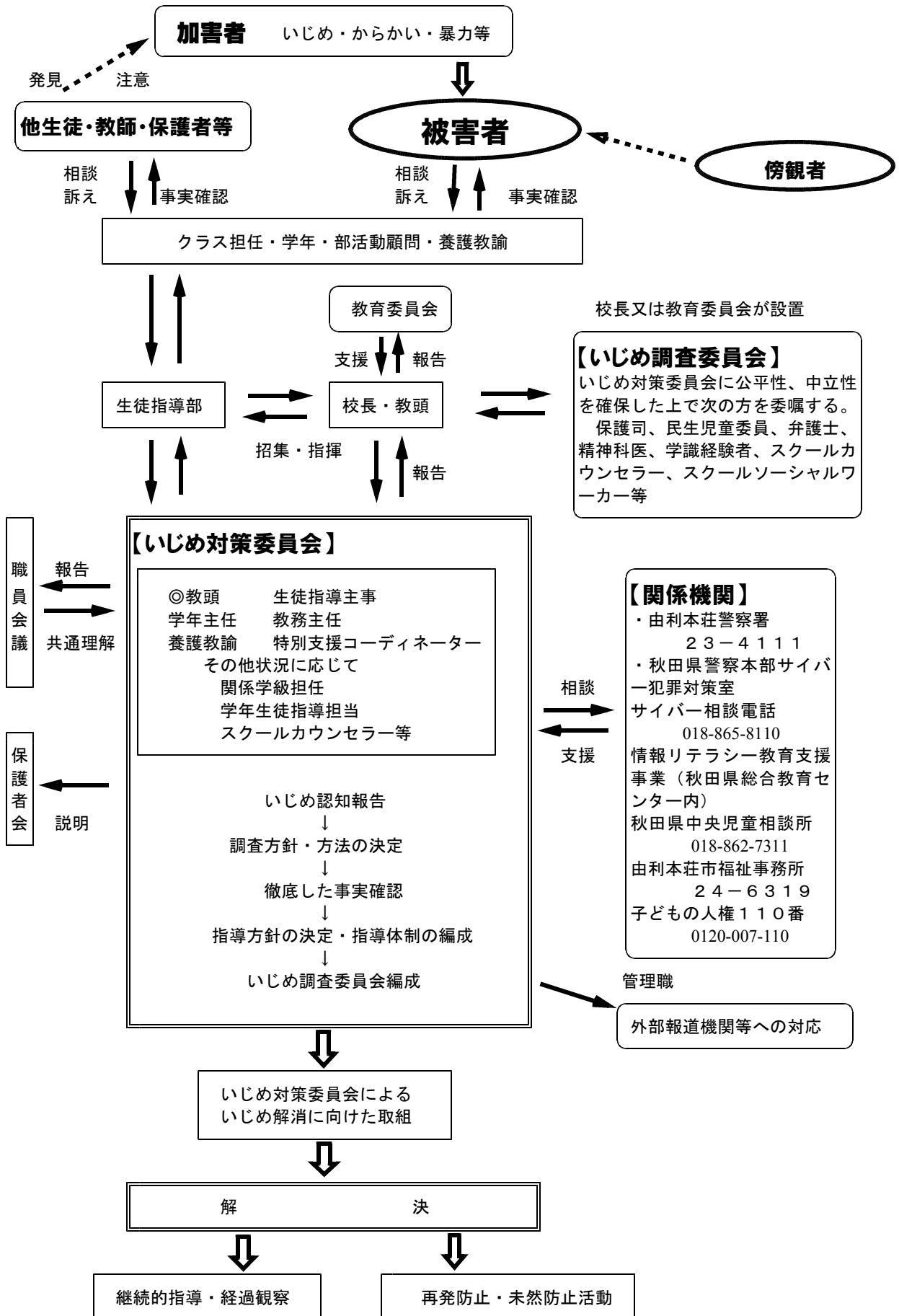
また、いじめが顕在化、またはいじめについての情報が得られたときの対応について別に定める。

別紙4 いじめ問題への対応

5 その他の留意事項

本校は、これまでも様々な場をとらえて、情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会やPTA総会をはじめ、学年PTA、三者面談、家庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者や地域に情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対策委員会」を中心に点検し、必要に応じて見直す。さらに、学校の基本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から生徒の意見を聞くなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意するとともに、今後、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。



年間指導計画

別紙2

未然防止・早期発見に向けて

- 1 すべての教職員が、いじめ問題の重要性を認識する。
- 2 いじめ対策委員会を中心に、定期的に未然防止に向けた取組を行う。
- 3 各個人の様子を学年会議等で情報交換を行い、具体的な指導の留意点について職員会議や、職員研修会でとり上げ共通理解を図る。
- 4 各担任や部活動顧問が、いじめの問題を一人で抱え込むことなく、報告・連絡・相談を確実にし、学校全体で組織的に対応する。

	学校・生徒会行事	生徒指導・保健的行事	未然防止・早期発見に向けた取り組み
4月	始業式・入学式・新入生歓迎会 課題テスト・国歌練習 生徒総会・PTA総会 運動会	内科検診 身体測定・写真撮影 春の街頭指導 自転車点検	面談旬間
5月	中央支部総体 防災訓練①	JR駅中駅前指導 交通安全教室(全校)	
6月	全県総体 第1回考査 防災訓練① 学年PTA(全学年) 玲瓏祭	性教育講座(2年)・DV予防講座(1年)	
7月	終業式	ケータイ安全教室(1年)	生徒個人面談 いじめ調査① 保護者・三者面談
8月	オープンスクール 始業式 課題テスト・クラス対抗 芸術鑑賞教室	JR駅中駅前指導	
9月	第2回考査	薬物乱用防止教室(全校) 秋の街頭指導	
10月	3年進路講演会 1・2年進路講演会	交通安全教室(1年)	1年エゴグラム
11月	防災訓練② 芸術鑑賞教室 第3回考査	JR駅中駅前指導	いじめ調査②
12月	2年修学旅行 終業式		保護者・三者面談
1月	始業式 課題テスト		生徒個人面談
2月	防災訓練③ 第4回考査	運動部心電図検査	いじめ調査③
3月	卒業式 修了式		

未然防止のために

- 1 日々の生徒観察
- 2 面談・カウンセリング
- 3 学校生活に関する意識調査の実施
- 4 情報収集(生徒、保護者、地域等)

日常の活動

- 1 休み時間や放課後等の会話を心がけ、グループの人間関係に目を配る。
- 2 教員の目の届かない時間の洗い出し、建物の死角などを見直し巡回する。
- 3 顔の表情や、普段と違う言動が見られたら、じっくりと話を聞き背景を探る。
- 4 生徒との個人面談のために、できるだけ時間を取り、生徒理解に努める。
- 5 常に家庭とも連絡を取り情報収集に努めるとともに、地域にも協力を求める。

校長・教頭

- ・学校いじめ防止基本方針
- ・職員間の情報共有・連絡体制の整備
- ・いじめを許さない姿勢
- ・保護者・地域との連携

クラス担任・学年・部活動顧問・養護教諭

いじめ対策委員会

構成

◎教頭、生徒指導主事、学年主任、教務主任
養護教諭、特別支援コーディネーター

- ・学校いじめ防止基本方針の見直し、改善
- ・年間指導計画の作成、実施、改善
- ・校内研修会の企画・実施
- ・アンケート結果、報告等情報の整理・分析
- ・いじめが疑われる案件の事実確認・判断
- ・要配慮生徒への支援方針

重大事態への対応、調査の主体

いじめ調査委員会

いじめ対策委員会に公平性、中立性を確保した上で次の方を委嘱
保護司、民生児童委員、弁護士、精神科医、学識経験者、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等

生徒指導部員

ネット上でのいじめが発生した時の対応

いじめ発見
・相談

書き込みの確認・内容保存
→
プリントアウト・カメラ撮影

HP・掲示板管理者へ削除依頼（利用規約を確認し学校のパソコン等から行う）

削除されない場合

外部機関への依頼

情報リテラシー教育支援事業（秋田県総合教育センター内）
秋田県警察本部生活環境課サイバー犯罪対策室サイバー犯罪相談電話 018-865-8110

参考 教職員向け「子どものネット利用」対応ガイドブック（平成24年3月秋田県教育委員会）

☆生徒への指導ポイント

- 1 掲示板等ネットでの誹謗・中傷等の書き込みを行うことはいじめであり、決して許されることではないこと
 - 2 匿名で書き込んだり、書き込みを行った個人が特定できること
（重大犯罪につながり、悪質な場合は、犯罪となり警察に検挙されることもある）
 - 3 インターネットを利用する際にも、マナーがあり、マナーを守ることにより自分へのリスクも回避されること
- ※スマートフォンでの使用については、十分に注意させる。特に、LINE、Facebook等で書いた誹謗・中傷は、一生消えずについて回ることや、GPSの位置情報によりストーカー被害にあったり、犯罪に巻き込まれることなど、セキュリティについても自分が被害に遭わないように十分に注意して使用することについて等指導する。
※その他、教職員の情報モラルへの指導力の向上や、保護者への啓発と家庭・地域との連携をすすめる。

未然防止のために

- 学習指導の充実
 - ・学習における規律作り
 - ・学びに向かう集団づくり
 - ・意欲的に取り組む授業研究
- 特別活動の充実
 - ・ホームルーム活動の充実
 - ・ボランティア活動への積極的参加
- 教育相談の充実
 - ・面談旬間の活用
 - ・面談の定期開催
 - ・スクールカウンセラーの活用
- 校内研修の充実
 - ・カウンセリング能力向上
- 人権教育の充実
 - ・人権意識の高揚
- 情報教育の充実
 - ・情報モラルの指導の充実
 - ・ネット犯罪防止講演会の開催
- 保護者・地域との連携
 - ・学校いじめ防止基本方針等の周知
 - ・学校公開・公開授業の実施
 - ・地域行事への積極的参加
- 他校との連携
 - ・本荘地区児童生徒問題対策協議会、地域生研本荘地区協議会
 - ・由利本荘・にかほ地域生徒指導研究推進協議会
 - ・中高生徒理解連絡会

早期発見のために

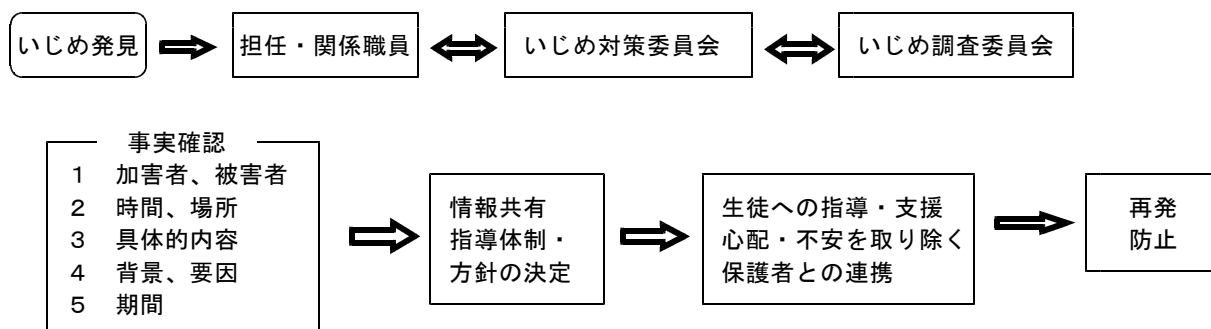
- 情報の収集
 - ・教員の観察による気付き
 - ・養護教諭からの情報
 - ・部活動顧問による情報（部活動顧問とクラス担任の連携）
 - ・生徒・保護者・地域からの情報
 - ・駅前指導・街頭指導・祭典巡視等の実施
 - ・教員による週番巡回指導（昼休み・放課後）
 - ・学校生活に関する意識調査の実施
 - ・各種調査の実施
 - ・定期的な面談における情報（生徒・保護者）
- 相談体制の確立
 - ・相談窓口の設置・周知
 - ・スクールカウンセラーの活用
- 情報の共有
 - ・教育相談委員会の定期的開催
 - ・報告の徹底
 - ・職員会議等での全職員の情報共有
 - ・要配慮生徒の実態把握
 - ・次年度への申し送り事項の徹底

いじめ問題への対応

別紙4

留意事項

取組にあたっては迅速な対応を心がけ、情報を得たその日のうちに方針を決定し対応することを原則とする。ただし、重大事態や加害者、被害者の意識にずれのある場合、ネット関連、保護者対応のトラブル等については、把握した状況を十分に検討し、関係機関とも連携の上、慎重に対応すること。



保護者からの相談への対応

- ・保護者が子供がいじめられていると訴えてきた場合はクレーム扱いせず、丁寧に事実確認をする。
- ・事実が確認できない場合は、学校の対応方法を冷静に説明し、理解を求め、今後も引き続き見守っていくことを伝える。

被害者への対応

(1 受容→2安心→3見通し→4自信・回復→5成長)

- 1 辛い気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る
 - 2 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝え、「仕返し」等の不安感を取り除き、具体的支援内容を示し、学校は味方であることを示す
 - 3 必ず解決できる希望が持てることを伝える
 - 4 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊心を高めるよう配慮する
 - 5 自立を支援し、自己理解を深め、いじめを克服させる
- ※一緒に考え、行動することで、被害生徒のエンパワメントを高め、いじめを克服する力をつける

被害者の保護者への対応

- ・速やかに正確な事実を通知し、今後の対応について保護者の思いを聞き、誠意ある対応で、信頼関係を構築する
- ・いじめを防止する方法について、保護者と協議する
- ・学校の方針への理解を求める

加害者への対応

(1 確認・傾聴→2内省→3処遇→4相談・連携→5回復)

- 1 頭ごなしに決めつけず、事実関係、いじめた気持ち、生徒の背景にも目を向け指導する
 - 2 いじめは決して許されない行為であることを気づかせ、いじめられる側の気持ちを認識させる指導をする
 - 3 毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させるとともに粘り強い指導を行う
 - 4 警察への相談、通報すべき事案の場合は速やかに関係機関と連携する
 - 5 表面的な解決だけを見ず、継続的に必要な指導を行う
- ※心理的な孤立感、疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮の上、心理的ケアを十分に行う

加害者の保護者への対応

- ・速やかに正確な事実を通知し、家庭での話し合いを促す
- ・保護者の心情を理解し、訴えを十分に聴く
- ・いじめを防止する方法について、保護者と協議する

傍観者(クラス)への対応

- ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑制する仲介者への転換を促す。
- ・見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。